

平成20年第1回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成20年3月6日
 2. 招集の場所 玉城町議会議場
 3. 開 会 平成20年3月6日
 4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君
 5. 不応招議員 なし
 6. 出席議員 14名
 7. 欠席議員 なし
 8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	見並健一君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	小林一雄君
建設産業課長	前田浩三君	病院老健事務局長	田間宏紀君
教育事務局長	辻誠君	農林商工課長	田畑良和君
政策財政担当課長補佐	中村元紀君	総務担当課長補佐	田村優君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君
 9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		
 10. 提出議案
- 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 会期の決定
 - 第 3. 諸報告

- 第 4 . 議案第 1 号 工事請負契約の変更について
- 第 5 . 議案第 2 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 . 議案第 3 号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 7 . 議案第 4 号 玉城町後期高齢者医療特別会計条例の制定について
- 第 8 . 議案第 5 号 玉城町使用料条例の一部改正について
- 第 9 . 議案第 6 号 税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部改正について
- 第 10 . 議案第 7 号 玉城町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 11 . 議案第 8 号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 12 . 議案第 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 13 . 議案第 10 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 14 . 議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第 15 . 議案第 12 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 16 . 議案第 13 号 平成 20 年度玉城町一般会計予算
- 第 17 . 議案第 14 号 平成 20 年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第 18 . 議案第 15 号 平成 20 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 19 . 議案第 16 号 平成 20 年度玉城町老人保健特別会計予算
- 第 20 . 議案第 17 号 平成 20 年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第 21 . 議案第 18 号 平成 20 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 22 . 議案第 19 号 平成 20 年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第 23 . 議案第 20 号 平成 20 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 24 . 議案第 21 号 平成 20 年度玉城町病院事業会計予算
- 第 25 . 議案第 22 号 平成 20 年度玉城町水道事業会計予算
- 第 26 . 議案第 23 号 平成 20 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第 27 . 議案第 24 号 平成 20 年度玉城町下水道事業会計予算
- 第 28 . 請願第 5 号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う都市計画道路（佐田山・新田線）早期着工に関する請願書
- 第 29 . 請願第 6 号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う区画整理予定地への道路整備に関する請願書

(午前9時2分 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。

よって、平成20年第1回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

開会にあたり町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。
町長(辻村修一君)平成20年第1回玉城町議会定例会開会に当りまして、お礼と合わせて町政運営に対します、基本的な考え方と重点施策の概要について申し述べ議員皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思うわけでございます。先ず、予てから工事に着手を致しまして準備を致しおりました京セラミタの新築工場等が、去る3月4日竣工致しました。これまでの間、議会ははじめ町民の皆様方には、格別のご理解を頂きましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。カラートナーの製造と製品開発の要の工場として事業活動を進めていきたいという事でございまして、5月から本格操業の予定という事でございます。又、2月15日には三重県が独自で三重県のそれぞれの市町の将来人口を推計致しました。2005年の人口を100とした場合に、2030年つまり22年先の人口がどういうふうな形になっていくのかという数値を公表したわけでございます。その結果、県下29市町のうち人口の増が予想されますのは、6つの市町のみでございましてこの中の玉城は、4番目にランクをする人口増の町ということが推計されておるわけでございます。今後の人口の増減につきましては、その内容がどういうふうな形で推移をしていくのかということをも充分見極めながら、特に行財政運営に大きく影響が及ぶ人口が行政運営の基礎ということになるわけがありますので、充分留意をしましていただかなければならないと考えておるわけがあります。いずれに致しましても、今、我が玉城町は県内外におきまして大変「元気な町」としての評価を頂いておりますことは、大変ありがたいことだと思っておるわけでありまして。さて私は、就任以来『住民満足度NO1のまち』これをテーマに、本町の課題に一つ一つ取り組むために住民の皆様と語り、ふるさとに熱いまなざしを向けるひたむきな方々の姿に心躍る思いを致しておるわけでありまして。又、それぞれの地域、それぞれの団体で活躍をして頂いておる皆様方が、大変この町の将来にご尽力を頂いておりますことを心からお礼を申し上げる次第であります。わが国が、少子高齢化や人口減少社会の到来、或は経済社会のグローバル化などの難しい課題に直面をしておる状況でございます。また、アメリカのサブプライム住宅ローン問題や原油価格の高騰などの影響で、世界的な影響がこの地域までおよんで来ているという状況でございまして、景気の先行きに不透明感があるのも現状であ

ります。さらに国内におきましては、年金記録の問題をはじめ、食の安全問題など直接国民生活における不安感をぬぐいきれず、将来への明るい展望を持つことを困難にしておる状況でございます。こうした状況の中、地方自治体におきましては、第2次分権改革や税財政制度の改革など、住民に身近な基礎自治体のあり方そのものが問われておるわけでありまして、年金や医療制度などの抜本の見直しが進められ、安全・安心な暮らしの確保、教育改革といった課題もあるわけでありまして、従って、自ら考え、行動し責任を持つ自治体は、今まさにその真価が問われておる正念場を迎えています。そういった中で、改めて初心に帰り政策の基本理念と致しております『隣人愛』『郷土愛』『自然愛』を基に『玉城町に住んで良かった町』『玉城町へ行って暮らしてみたい』とさせていただけるまちづくりに全力を尽くしてまいります。一つは、町民生活の安全・安心についてでございますが、近年、予想されております東海・東南海地震等の大規模地震からの被害を最小限に食い止めるために地震情報を即時に全世帯に防災無線を通じて周知するシステム導入を図ります。町民生活の平穩を脅かす犯罪行為を抑制・撲滅するために、本年2月に設立いたしました玉城町安全安心のまちづくり合同連絡会を中心に致しまして、重点的且つ、効果的な安全安心対策を地域の皆さんと共に協働で取り組んでまいります。次に、少子・高齢社会に対応した地域で支えあう社会づくりであります。今年度につきましても、子育て支援の施策の一環として引き上げるべき保育料を据え置くこととして、地域の皆様のご理解を頂きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。そのために放課後子どもプラン推進事業にも全力で取り組み有田地区に放課後児童クラブの新設を行い、新しい事業として子供とその成長に関する保護者が、お互いに心を通わせ、幸せが感じられるきっかけをつくるために読書を進めるブックスタート事業にも取り組んでまいります。また、住民と職員との交流を促進して、地域の課題解決につなげるために、その具体策として4月から地域担当制の導入を進めます。また、20年度には田丸小学校への空調設備工事を行うほか、今後も順次教育環境を整えていきたいと考えております。また、20年度から導入される後期高齢者医療制度及び特定健診、特定保険事業の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。次に、身近な地域で適切な医療を提供できるよう玉城病院、ケアハイツ玉城並びに健康管理センターを含め地域福祉医療体制を一層充実してまいりたいと考えております。次に、玉城町の豊かな農村環境を保つために、昨年引き続き農地・水・環境保全向上対策事業により地域活動組織の申し込みを受け付け、優良農地の保全に取り組んでまいります。引き続き、有田地域における宮川第2期事業経営体育成基盤事業を推進してまいります。また、上水道事業におきましては、安

全な飲料水の安全供給に努め、下水道事業では、昨年度に引き続き宮川流域下水道事業の計画に基づく地域の整備を進め、農業集落排水事業では小社三郷地区の終末処理場の建設を進めます。次に、歴史文化の薫りたつまちづくりについてですが、今年は村山龍平翁から田丸城址を寄贈頂きましてから 80 年を迎える年であることから年間を通じて記念事業を計画し、玉城町の歴史・文化の情報発信を行い、三重県と連携して世界遺産熊野古道の伊勢路の景観整備に取り組んでまいります。次に、地方分権の時代に相応した自立型地域社会の確立を目指した活気あふれるまちづくり推進についてであります。活力あるまちづくりの原動力は、地域の経済活動にあります。その中にありましても基盤の整備につきましては、道路網の整備として中楽・朝久田線及び野篠・矢野第 1 号線を重点化して進めてまいります。更に、産業振興につきましては、景気の回復と交通の要衝と行った好条件が揃っている優位性を生かして、冒頭申しました京セラミタの拡張に引き続き、優良企業の誘致を推進してまいります。農業商工部門につきましては、本年 10 月に全国マコモサミットを玉城町で開催を致します。農家、商工会等と連携し地域資源を活用した商品開発事業などを推進してまいります。当面する町政運営にありましては、厳しい財政状況のもと、限られた経営資源の中で、事務事業の『選択と集中』を一層進め簡素で効率的な『身の丈』にあった行財政運営に努めてまいります。以上、町政運営に対する考え方を申し述べさせていただきました。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願いいたしまして、平成 20 年第 1 回定例会開会の挨拶とさせていただきます。なにとぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長（小林一則君）日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

2 番 風口 尚 君 3 番 山本静一 君

の 2 名を指名致します。

議長（小林一則君）次に、日程第 2 . 会期の決定を議題と致します。お諮り致します。今期定例会の会期は、本日より 3 月 2 1 日までの 1 6 日間と致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月21日までの16日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(小林一則君) 次に、日程第3 . 諸報告を致します。監査委員から平成19年11月分乃至平成20年1月分に関する例月出納検査の結果報告書及び平成19年度定期監査結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布致しておきましたからご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

議長(小林一則君)次に、日程第4 . 議案第1号 工事請負契約の変更についてを議題と致します。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議案第1号 工事請負契約の変更につきまして、提案説明を申し上げます。農業集落排水施設三郷・昼田地区(山岡・曾根・昼田)管路施設工事につきまして変更請負契約を締結する必要が生じたので、地方自治法96条 第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。よろしく願いを致します。

議長(小林一則君) 上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長(小林一雄君) それでは、議案第1号 工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。

議案第1号資料をご覧ください。農業集落排水施設三郷・昼田地区(山岡・曾根・昼田)管路施設工事におきまして、変更内容で工事精算を見込み既契約金額1億5千15万円に今回変更契約金額と致しまして、164万5千350円を増額致しまして合わせて1億5千179万5千350円いずれも消費税を及び地方消費税を含んだ額でお願いを致すものでございます。工事概要でございますが、変更の内容として自然流下管路工事で32.12mの減、圧送管路工事で7.27mの減、公共柵追加設置希望があり取り付け管工及び公共柵で1箇所が増であります。又、設計時の調査と比較して湧水が多く対策として、川砂基礎と水替工を追加致しました。資料2枚に位置図をつけております。以上簡単ですが補足説明をと致します。よろしく願いを致します。

議長(小林一則君) 以上で、提案説明は終わりました。これより質疑、討論、採決を行います。先ず、本案に対する質疑を行います。発言を許します。

(『議事進行』の声)

これにて質疑を終結致します。続いて討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(『議事進行』の声)

これにて討論を、終結いたします。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第5・議案第2号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について乃至日程第7・議案第4号 玉城町後期高齢者医療特別会計条例の制定についてを一括議題と致します。

直ちに、町長から提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第2号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます

子育て支援対策は町の重点施策であり、とりわけ放課後児童クラブは保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成に大変重要な役割を担っています。

今回提案の条例は、放課後児童クラブを『生活の場』として捉え、児童の健全育成に向け、総合的な放課後対策を推進するために、その運営等について定めるものであります。詳細につきましては、生活福祉課長から説明致します。

次に、議案第3号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

昨年6月、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を目的に『健康保険法等の一部を改正する法律』が施行され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者等を対象とする、新たな後期高齢者医療制度が創設されることになりました。今回の条例につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、町が行う事務について定めるものでございます。詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第4号 玉城町後期高齢者医療特別会計条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律及び、地方自治法の規定により、後期高齢者医療の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置するものでござい

ます。補足は、省略致します。以上、よろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは、生活福祉課が所管いたします議案について補足説明をさせていただきます。

先ず、議案第2号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。放課後児童クラブの運営等必要な事項は、いままで玉城町児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の中で、規定をしておりましたが、今回この規則から切り離し玉城町の重点施策であります子育て支援策に対応すべく利用料金、運営方法等条例を持って明文化したいという事で、今回条例の制定をさせていただきました。条例の3条をご覧ください。休所日 第3条でございます。児童クラブの休所日は第1号から第3号にありますように、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までということになっておりますが、ここにおきまして、土曜日と春休み、夏休み、冬休み今回改正いたしまして、この日を開所するように拡大をさせていただきました。第4条をご覧ください。従来午後5時半までとなっております開所時間を6時まで延長をさせていただくことに致しました。次のページ第8条保育料でございます。保育料すなわち児童クラブの利用料でございますが、日額から月額に先ず変更させていただきました。料金につきましても1日、日額150円から月額5千円に改正させていただきました。この部分につきましては、先ほどの開所時間の延長と開所日の拡大に伴うもので5千円とさせていただきました。料金につきましては、いずれも毎日のおやつ代約90円前後となりますが、これは込みということの金額を制定致しております。又、定員に余裕がある場合につきまして、1日単位の入所を認めることに致しました。この場合は日額千円ということに規定をさせていただきました。第8条第3項、今回新たに利用料の減免又は免除の規定を新設いたしました。以上補足説明とさせていただきます。

次に、議案第3号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

国民の医療費は毎年2%から4%伸びる一方、少子高齢化の急速な進展や経済の低成長の移行により、医療を取り巻く環境は変化し保険制度の運営は極めて厳しい状況になっている中、平成18年6月に医療制度改革で高齢者の医療確保に関する法律によって平成20年4月から75歳以上の方を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることになりました。この制度につきましましては、これまで老人保険制度というのがございまして、これにつきまし

て医療費の給付を行う市町村と又その費用を負担する保険者の間で財政運営上の責任の所在が不明確であったことから、その是正を図るため後期高齢者の医療制度の運営主体として都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合が設立することによって責任の所在を明確にし、同時に事業規模を広域化することにより財政の安定化を図ることになりました。又、その運営財源と致しましては、公費、又現役世代からの支援金及び被保険者である後期高齢者からの保険料によって構成されることになり、世代間の保険料負担の見直しも同時に図られることになりました。三重県では、平成19年2月1日に三重県後期高齢者医療広域連合が設立されております。後期高齢者医療制度の運営に当っては財政の安定化及び広域化を図るため広域連合が医療給付や保険料の決定などの財政運営を行い、市町村は保険料の収納や窓口業務を行うことになっております。今回の条例の制定につきましては、この三重県の後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき玉城町が行う事務について定めるものでございます。条例の第2条をご覧ください。玉城町で行う事務につきまして、第2条第1号から第8号まで明記を致しております。この事務について玉城町が行うこととなります。第4条では納期を7月から9回に分けて徴収することになっております。仮算定を行わず7月本算定となっております。本来、三重県後期高齢者医療広域連合では制度に加入する前日において業者保険の被扶養者であった方については、新たに保険料負担を課すことから激変緩和のための制度加入時から2年間被保険者均等割りを5割軽減し所得割を課さない方向で進めてまいりましたが、国の政策による保険料の凍結により附則第2条の通り平成20年度については、時限措置として9月まで無料となり10月から平成21年3月までの6ヶ月間の保険料は被保険者均等割が9割軽減された額となるものです。以上補足説明とさせて頂きます。よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。次に、日程第8・議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正について乃至日程第14・議案第11号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを一括議題と致します。町長から提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長(辻村修一君) 議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、施設の利用等にかかる実費負担を適正にお願いするという考え方にに基づき、中央公民館等の教育施設の照明代・冷暖房使用料について、消費電力に合わせて、料金を改正いたすものでございます。詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明を致させます。

次に、議案第 6 号 税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

今回の一部改正は、使用料など税以外の督促手数料についても現状に沿うように見直しを図ったものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

次に、議案第 7 号 玉城町保険福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、施設使用料について料金設定を行ったものでございます。詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第 8 号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、施設使用料について見直しを行ったものであります。詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第 9 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、4 月 1 日から『老人保健法』が『高齢者の医療の確保に関する法律』となることに伴い、語句の読み替え等、必要な改正を行うものであります。また、65 歳以上の重度障害者の受診の簡素化を図るため、福祉医療費受給資格証の取り扱いについて改正を行うものであります。

補足は省略致します。

次に、議案第 10 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、『健康保険法等の一部を改正する法律』が 4 月 1 日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第 11 号 玉城町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を、平成 20 年度まで延長する政令が施行されたことに伴い、平成 20 年度の介護保険料を、引き続き平成 19 年度と同水準にするとした緩和措置を継続するため必要な改

正を行うものです。補足は省略致します。よろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長(辻誠君) 議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。お手元の資料の施設使用料の改正資料により説明を申し上げます。2ページをお願い致します。玉城町使用料条例新旧対照表をご覧頂きたいと思いますが、今回の条例改正点は、使用料を定めております別表の第2条関係につきまして、夜間照明、施設等の電気代のほか冷暖房使用につきまして消費電力相当額に改正するものでございます。改正を致します使用料金につきましては、アンダーラインで表示をしていますが、先ず初めに、お城広場につきましては夜間照明施設1時間につき1050円を600円に450円減額を致すものでございます。中央公民館使用料につきましては、多目的ホールの電気代がこれまで1時間500円とあるのをホールの使用料は200円に又、舞台の使用料は400円にそれぞれ改めるものでございます。尚、冷暖房使用料につきましては1時間に1500円を1000円引き下げるものでございます。又、施設の名称につきましてこれまで会議室及び、研修室とありましたのを現状に合わせまして小会議室1、又、小会議室2、公民館教室、婦人教養室1、及び婦人教養室2、それと現在新しく開設いたしておりますIT教室も加えることと致してございます。ここでの使用料につきましては、いずれも電気代は1時間200円を100円に引き下げるものでございます。冷暖房使用料は400円を700円にしようとするものでございます。次に、玉城町総合グラウンド等使用料につきましても同様に改正を致すものでございます。玉城町立学校屋内運動場これは小中学校の体育館の使用料でございますが、これまでは一とくりでありましたものを学校別に消費電力に合わせまして、それぞれ記載の通り照明料を減額するものでありますが冷暖房使用料につきましては、1時間に1500円を3000円と致すものでありましてこの条例は、平成20年4月1日から施行いたすものでございます。尚、比較の詳細につきましては、1ページに比較表を添付させて頂いておりますので後刻ご高覧を頂きまして、ご審議賜りますようよろしくお願いを致します。以上で補足説明とさせて頂きます。

議長（小林一則君）総務課長 中郷 徹君

総務課長（中郷徹君）議案第6号 税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。条例改正新旧対照表の1ページをご覧頂きたいと思います。新旧対照表によりまして説明を申し上げます。先ず、第4条第2項におきまして料金を改正しようとするもので

ざいまして1通につきまして、現行10円を80円に改めるものでございます。これにつきましては、封書の郵送料実費を徴収しようとするものでございませぬ。又、第5条各項におきましては、延滞金の徴収に関することを定めておりまして町税に準じた措置に改めようとするものでございます。附則でございませぬが、先ず、施行期日を平成20年4月1日と致しております。又、金利の現行水準に合わせた延滞率の暫定的な措置につきまして、町税に準じてここで定めておるものでございます。以上でございます。どうかよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは所管いたします議案について補足説明をさせていただきます。議案第7号 玉城町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。今回の条例改正は保健福祉会館を利用した場合に、現在いままで無料としておりました利用料を平成20年4月1日から徴収をさせていただくというものでございます。条例第14条関係の別表をご覧ください。各室の使用料につきまして1時間当たり500円とさせていただきます。但し、町内に在住又は、在勤の方は免除をさせていただきます。各室の電気料でございますが、これは室内の電灯の電気代という考え方を持っています。1時間当たり100円となります。下段の表をご覧ください。各部屋の冷房及び暖房の利用された場合の1時間あたりの電気代ということになります。おのおの電気代の積算根拠は電気器具の消費電力に応じて計算しその利用料として調整するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

続きまして、議案第8号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。条例第11条関係の別表をご覧ください。従前は午前、午後、夜間又は、終日と四つの区分に分けて1時間当たり1000円の単価で使用料を頂いておりましたが、今回この区分を撤廃いたしまして利用する時間帯に関係なく1時間当たり1000円と規定をさせていただきます。ただし、この場合につきましても町内在住者又は、在勤者の方の場合には使用料は免除をさせていただきます。又新たに、電気代として1時間当たり500円冷房の使用の場合には1時間当たり6000円、暖房利用の場合には1時間当たり7000円徴収をさせて頂くことになりました。又、ふれあいホールの入り口の右側にあります会議室を利用される場合には、使用料1時間当たり500円、これについても町内在住又は在勤の方は免除を致します。電気代として1時間100円、冷房、暖房使用の場合には300円とすることにさせていただきます。又、新たに第12条で減免の規定を設けさせていただきます。

続きまして、議案第 10 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について補足説明を致します。議案の補足資料条例改正新旧対照表の 3 ページをご覧ください。第 5 条一部負担金の第 3 項におきまして、70 歳以上 75 歳未満の方の一部負担金を原則 1 割から 2 割に引き上げるものでございます。ただしこれは国の制度の中で 1 年間このまま 1 割で凍結するのが出ておりますが、条例としては 2 割で上げさせていただくこととなります。第 6 条出産育児一時金、続きまして第 7 条の葬祭費につきましては、被保険者との重複支給を避けるための給付調整を図るものでございます。4 ページをご覧ください。第 8 条では医療構造の改革の柱の一つでもありますメタボリックシンドロームに着眼した健診保健指導が、健康保険法等の一部改正する法律に基づき高齢者の医療の確保の関する法律に基づきまして平成 20 年 4 月より医療保険者に実施が義務付けられることに伴い改正するものでございます。第 11 条の 2 につきましては、保険料の賦課額として後期高齢者医療制度の創設に伴い保険者が負担する、後期高齢者支援金等賦課額を新たに設けたものでございます。7 ページをご覧ください。第 15 条第 1 項第 4 項の改正につきましては後期高齢者医療制度の創設に伴って、単身世帯となる場合について 5 年間世帯別の平等割を半額にするというものでございます。第 15 条の 5 の 2 は退職被保険者についても 5 年間、世帯別平等割額を半額にするという激変緩和措置を考えております。8 ページをご覧ください。15 条の 6 につきましては、基礎賦課額限度額を 56 万から 47 万に引き下げることとなります。11 ページをご覧ください。中段におきまして第 15 条 6 の 12 で後期高齢者支援金等に当てるための後期高齢者支援金等賦課限度額を 12 万とさせていただくこととなりますから 47 万と 12 万をたしまして合計 59 万になり実質 3 万円の増ということとなります。戻って頂きます。8 ページから 11 ページに関係でございます。この 15 条 6 の 2 乃至 15 条 6 の 11 までにつきましては、新たに設置いたしました。一般被保険者並びに退職被保険者の後期高齢者支援金等の賦課の方法に関する規定でございます。13 ページをご覧ください。第 19 条でございます。保険料軽減の算定基準となる所得の判定単位に関する見直し軽減を受けている世帯につきまして、後期高齢者医療制度の創設に伴って世帯の国保被保険者数が減少しても 5 年間従前と同様の軽減措置を受けることができる措置を講じるということです。15 ページをご覧ください。第 24 条は保険料の減免規定でございます。従来より明確に減免規定を創設いたしました。又、16 ページ同条第 1 項第 4 号では、新たに国保の被保険者となる被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する後期高齢者の被扶養者について 2 年間所得割及び資産割を賦課しない。又、均等割り及び平等割を半額にするという緩和措置を講じる規定を設けさせて頂きました。以上補足

説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。次に、日程第15・議案第12号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。町長から提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第12号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。『伊勢広域環境組合』が新たに三重県市町公平委員会に加入するため、規約の変更を行うものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。補足は省略させていただきます。

議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第16・議案第13号 平成20年度玉城町一般会計予算乃至日程第27・議案第24号 平成20年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第13号 平成20年度玉城町一般会計予算について提案理由を申し上げます。平成20年度一般会計予算は、前年度対比約2.9%増の歳入歳出総額42億4千万円の予算となっております。自律型の行政運営を行うため、新たな発想に立ち創意工夫を行いながら業務の改善を図り、経費節減に努めてまいります。一方、安心安全のまちづくりのための施策も展開してまいります。また、保育料については、子育て支援の施策の一環として料金を据え置き、安心して子育てができるよう配慮いたしました。

それでは歳入の主なものから説明を致します。町税は、順調に増加して5.1%増の22億4千960万1千円を計上し、歳入予算の53%にまで伸びてまいりました。これも南勢地区で唯一、人口増加を見込める町であり、法人町民税の見込める玉城町ならではのものとございます。先人のご努力に改めて感謝するものであります。地方譲与税・各種交付金は、国の地財計画に基づく増減を計上しています。地方交付税は、19年度の税込増により2億2千400万円減の3億800万円になると試算致しております。使用料・手数料につきましては、先にご提案申し上げましたとおり、適正な料金をご負担いただくように見直しを行い、若干の増額を見込んでいます。国庫支出金は、地方道路整備事業、小学校空調設備整備事業などにより増額となっております。県支出金は、後期高齢者制度の創設、放課後児童クラブ新築事業、観光地グ

レードアップ事業の新規計上、及び県税徴収事務委託金などによる増額と、参議院議員、知事、県議会議員選挙、交通災害共済事務の廃止による減額などが主なものです。繰入金では、19年度の税込増による交付税の減額が予測されるため、財政調整基金から2億4千200万円の繰り入れを始め、地方債の繰上げ償還の財源として町債管理基金からの繰り入れのほか、各種基金からの繰り入れを行っています。諸収入では、放課後児童クラブの利用料を日額から月額に変更するとともに近隣の状況を勘案し月額5千円に変更しています。続きまして、歳出の主な事業と致しましては、有田地区放課後児童クラブの新築、田丸小学校空調整備工事、地方道路整備臨時交付金事業として町道中楽朝久田線、及び野篠矢野第1号線などであり、それでは新規のもの及び増減の多きものの説明を申し上げます。総務費におきましては、公用車2台の購入、地域イントラネット機器の更新、昨年度から行っている県内統一での共有デジタル地図整備負担金、地方公営企業等金融機構に対する出資金、農業委員会委員の選挙費用などを計上しています。民生費におきましては、社会福祉費で、後期高齢者医療特別会計への繰り出し、有田地区放課後児童クラブの建築費用及び9月以降の運営費用を計上しています。衛生費におきましては、昨年度まで計上しておりました基本健康診査委託料が特定健診に移行されることにより減額していますが、公費負担の妊婦健診をこれまでの2回から5回へと拡充しています。農林水産費におきましては、10月に全国まこもサミットが玉城町で開催されますので、実行委員会に対する補助金などの新規計上による増額です。商工費におきましては、工場周辺整備事業の完了に伴う減額が大きなものですが、今年度三重県が熊野古道の距離標識を設置する予定であり、これに併せて県の補助を活用し観光地グレードアップ事業として、玉城町の名所旧跡へのサイン整備、及び周遊マップを作成する予定です。土木費におきましては、安全な通学路の確保の観点から野篠矢野第1号線の歩道整備の計画、及び道路橋梁点検を実施する予算を計上しています。消防費におきましては、万が一の災害に備えて地震情報を即時に全世帯に防災無線を通じて周知するシステムを導入する予算を計上しています。教育費におきましては、田丸小学校空調整備を行い、快適な教育の環境整備、及びパソコン教室に一人一台パソコンの整備を図るとともに、小中学校の図書購入費も増額しています。又、調理員の退職に伴い、食育・地産地消・食の安全を守りつつ、玉城中学校の給食業務を委託方式に変更しています。又、今年度は、村山家から城山をご寄付いただいて80年の節目の年にあたりますので、村山龍平記念館25周年と合わせて一年を通じた記念事業を計画しています。最後になりますが、より一層財政健全化を図るため、補償金免除の繰上げ償還を行う予定です。詳細につきましては、副町長から

説明を致させます。

次に、議案第14号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

国の新たな医療制度改革に伴い、後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費の財政調整と退職者医療制度の廃止、『老人保健法』から『高齢者の医療の確保に関する法律』への改正、さらに医療保険者に対する糖尿病等に着眼した特定健診・特定保健指導等の義務付けなど、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくための構造改革がなされました。これを受け、玉城町国民健康保険におきましても、制度改革に沿い、更なる加入者の健康保持、国保財政の安定化を目指し、国保直診施設玉城病院と連携をより深め疾病予防に取り組み、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

予算の概要ですが、歳入歳出とも予算総額11億9千617万3千円とし、前年度と比較しまして、3千475万3千円の減となっております。

詳細につきましては、生活福祉課長より説明を致させます。

次に、議案第15号 平成20年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の概要は、歳入歳出総額をそれぞれ592万1千円とし、前年度対比18万2千円の増額となっております。その主なものとして、歳入では、県補助金26万円、一般会計繰入金90万9千円、貸付金元利収入475万円を計上し、歳出では、償還管理事業費で13万7千円、公債費で地方債元金償還金454万4千円と利子償還金89万円、一時借入金利子35万円を計上致しております。補足は、省略させて頂きます。

次に 議案第16号 平成20年度玉城町老人保健特別会計予算について提案理由を申し上げます。

今回提案の予算は、国の医療制度改革により『老人保健法』が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改正され、後期高齢者医療制度が創設されることから、本会計については廃止となりますが、事業会計年度の相違から平成20年3月診療分及び月遅れ請求分のみ会計となります。予算の概要ですが歳入歳出とも、1億487万7千円とし前年度と比較いたしまして、8億3千381万7千円の減となっております。

詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致させます。

次に、 議案第17号 平成20年度 玉城町山村振興事業特別会計予算に

ついて提案理由を申し上げます。

アスパア玉城は、平成4年6月に温泉湧出し、平成8年11月には中山間地域資源活用整備事業により現在の温泉施設を整備したものであります。開業以来、町内はもとより、周辺地域の方々にも広くご利用を頂き、昨年1月には入湯者数100万人を達成したところでございます。(本年1月末の利用者数累計は109万人となっております。)しかしながら、近年は多くの地域で類似施設が開業されていることなどにより、利用者数が伸び悩んでいる現状であります。4月1日からは、温泉の終了時間を現在より1時間延長して、午後9時とし、更なるサービスの向上を図ってまいります。さて、予算の概要については、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出とも5千462万9千円と致しました。その主なものとして、歳入では、使用料3千492万円、雑入315万7千円、一般会計繰入金1千455万円などであり、歳出では管理運営費5千362万9千円及び予備費100万円であります。

詳細につきましては、農林商工課長から説明を致させます。

次に、議案第18号 平成20年度 玉城町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

農業集落排水事業は、宮古地区、岩出・中角地区の順に整備を完了し供用を開始してまいりました。最終事業の三郷・昼田地区は、平成17年度に地域再生計画の認定を受け、平成21年度末の完了を目指し、平成20年度から、汚水処理場整備に着手することとしています。また処理場建設には相当の期間を要することから翌年度にわたる工期とし、債務負担行為8千万円を計上いたしております。さて、予算の概要につきましては、歳入歳出予算それぞれ2億5千684万1千円とし、その主なものとして、歳入では、受益者分担金、使用料、交付金、県補助金、繰入金及び農業集落排水事業債を見込み、歳出では、宮古地区及び岩出・中角地区の汚水処理場の維持管理経費を始め、三郷・昼田地区汚水処理場実施設計業務委託料及び汚水処理場建設工事請負費、償還金等を計上いたしております。詳細につきましては、上下水道課長から補足を致させます。

次に、議案第19号 平成20年度 玉城町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の提案の予算は、平成18年度19年度に引き続き、激変緩和措置を継続し、保険料を据え置くこととしております。さて、予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ、総額8億1千440万9千円とし、前年度と比較して4千183万4千円の増となっております。

詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第20号 平成20年度 玉城町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

平成20年4月1日から75歳以上の後期高齢者を対象とする、新たな後期高齢者医療制度が創設されることに伴い特別会計を制定し予算化したものであります。予算の概要は、歳入歳出それぞれ1億8千154万9千円とするものであります。詳細については、生活福祉課長より説明いたさせます。

次に、議案第21号 平成20年度 玉城町病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

玉城病院は、地域の医療、保健、福祉の拠点施設として、特に、高齢社会に対応した医療型の療養病床をもつ病院として全面改築整備を図り、3年余りが経過したところであります。昨今の医療制度改革は、厳しい経済状況の中医療機能の分化・連携による長期入院の是正、療養病床の再編や生活習慣病の予防などによる医療費の適正化を推進し、医療費抑制を図ろうとするものであります。このような医療情勢の中、病院運営の厳しさはありますが、時代の流れをしっかりと受け止め、地域住民の生活の質の維持・向上を目指し『地域包括医療・ケア』を実践してまいります。この地域包括医療・ケアとは、治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスの全てを包含するもので、ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療ケアであります。昨年4月に迎えた本泉院長もこの方針をご理解いただき、精力的に活動していただいております。今後更に職員一同、一層の努力をし、また、健康管理センターとともに総合的・一体的に『地域包括医療ケア』を展開してまいる所存であります。さて、予算の概要につきましては、外来患者数は1日115人、年間延べ2万7千945人を見込み、又、入院患者数につきましては、一般病床・療養病床合わせまして、年間延べ患者数を1万7千155人、病床利用率94%と致しました。収益的収支でございますが、事業収益5億5千956万4千円、事業費用6億1千551万2千円を計上致しました。資本的収支の収入につきましては2千132万3千円、支出は3千240万6千円で、不足する額1千108万3千円は過年度分損益勘定留保資金で補填致すものであります。

詳細につきましては、病院老健事務局長より説明を致させます。

次に 議案第22号 平成20年度 玉城町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

水道は、日常生活や社会経済活動の根幹を支える重要な役割を果たしており、生活様式の変化など水道に対するニーズも多様化してきております。こうした状況の中、更なる管網の整備、下水道事業の管渠工事に伴う配水管移設工事を予定し、より安全な飲料水の提供に努めてまいりたいと存じます。

平成20年度予算における収益的収支は、収入で3億1千29万8千円、支出で2億4千531万円を予定し、収入のうち営業収益の給水収益で、年間給水量を208万立方メートルと見込んで、2億9千800万円を計上しております。また、営業外収益で繰入金など、960万5千円を計上いたしております。支出におきましては、営業費用で原水費など2億1千953万9千円と、営業外費用で1千277万1千円、特別損失300万円及び予備費として1千万円を計上しており、収支差額6千498万8千円の経常利益を見込んでおります。

次に、資本的収支につきましては、収入で、企業債、分担金及び繰入金を合わせ1億7千77万円を見込み、支出では、配水管移設工事費等を含めた建設改良費と固定資産購入費及び償還金を合わせて2億8千384万円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1千307万円につきましては、繰越利益剰余金、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税資本的収支調整額で補填しようとするものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明を致させます。

次に 議案第23号 平成20年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算について提案理由を申し上げます。

本事業におきましては、先の病院事業で申しあげました『地域包括医療ケア』における介護部門であり、また、高齢者の医療・介護のあり方が、生活支援の立場にたつて医療から介護中心へと転換が図られつつありますので、施設の入所、通所リハビリ、訪問看護、居宅支援事業を有機的に結び、より質の高いサービス展開を図り、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいります。さて、予算の概要ですが、短期入所を含む施設利用を年間1万8千68人、通所リハビリ利用者年間4千365人、訪問看護利用者年間3千402人、訪問介護利用者年間4千982人、居宅介護支援利用者年間1千680人と見込んでおります。収益的収支は、施設事業収益費用とも3億3千892万8千円を計上し、資本的収支の収入につきましては、395万4千円、支出1千531万6千円とし、不足する額、1千136万2千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。詳細につきましては、病院老健事務局長から説明を致させます。

次に、議案第24号 平成20年度 玉城町下水道事業会計予算について提

案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設であります。平成17年度に宮川流域下水道を視野に入れた事業認可の変更の手続きを行い、地域再生計画の認定を受け、事業を順調に進めているところであります。平成20年度におきましても順次、管渠整備を進めながら、翌年度の施工予定箇所測量設計に取り組んでいきたいと考えております。

さて、平成20年度の予算における収益的収支は、収入で1億1千227万円、支出で1億6千569万9千円を予定し、収入のうち、営業収益の、下水道使用料で年間総排水量を52万2千立方メートルと見込んで、5千270万円を計上しております。又、営業外収益で補助金、消費税還付金など5千948万4千円を計上いたしました。支出におきましては、営業費用で処理場費など、1億2千57万1千円と、営業外費用で4千462万7千円、予備費として50万円を計上しております。次に、資本的収支につきましては、収入で企業債、補助金及び負担金を合わせて11億7千501万5千円を見込み、支出では、管渠測量設計委託業務、管渠工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費と償還金を合わせて12億8千9万円を計上し、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億507万5千円につきましては、既収入特定財源で補填しようとするものです。詳細につきましては、上下水道課長から説明を致します。以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 説明途中ですが10分間程度休憩致します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時20分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。休憩前に引き続き提案説明を続けます。

副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君) 議案第13号 平成20年度玉城町一般会計当初予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) それでは所管致します4議案につきまして、補足説明を申し上げます。先ず初めに、議案第14号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきまして補足の説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第16号 平成20年度玉城町老人保健特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第19号 平成20年度玉城町介護保険特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第20号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)農林商工課長 田畑良和君
農林商工課長(田畑良和君)それでは、議案第17号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)上下水道課長 小林一雄君
上下水道課長(小林一雄君)それでは、所管を致します3議案につきまして補足説明を致します。まず議案第18号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算から補足説明をいたします。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第22号 平成20年度玉城町水道事業会計予算について補足説明を致します。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第24号 平成20年度玉城町下水道事業会計予算について補足説明を致します。

(予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)病院老健事務局長 田間宏紀君
病院老健事務局長(田間宏紀君)それでは所管致します。2議案につきまして補足説明をさせていただきます。まず、議案第21号 平成20年度玉城町病院事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第 23 号 平成 20 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
について補足説明をさせていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

議長 (小林一則君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 28 . 請願第 5 号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止
に伴う都市計画道路 (佐田山・新田線) 早期着工に関する請願書及び日程第
29 . 請願第 6 号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う区画整
理予定地への道路整備に関する請願書についてを一括議題と致します。

只今、議題となりました請願 2 件につきましては、総務産業常任委員会に
付託し審査中でありましたが、その審査が終了し委員会審査報告書が提出さ
れております。これより総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長 東谷富雄君

総務産業常任委員長 (東谷富雄君) 付託されておりました請願第 5 号及び、
第 6 号につきまして、総務産業常任委員会の審議結果を報告いたします。去
る 2 月 4 日午前 9 より、町長、副町長並びに関係課長出席のもと常任委員会
を開催いたしました。委員会として現地調査等することとの了承を得た後、
委員会を常任委員会協議会として再会し、当局から請願第 5 号に係る土地計
画道路の現状についての説明を受けました。その質疑の中でこの道路にかか
る当局の考え方を聞き特に、玉城町東部地区を南北に縦断し将来的に伊勢市
との関係をつなぐ道路として重要な位置にあるという認識でありました。又、
現計画での事業費概算額の説明もございましたが、これについては、JR 参宮
線を高架で超えることを前提としたものであります。なお事業実施に際して
JR 参宮線との交差については、JR 東海との協議が必要であるとのことであ
りました。この後、現地調査を行いその後、常任委員会を再開し先ず、請願
第 5 号を議題と致しました。委員より事業実施の場合の測量或は、設計に要
する期間について質疑があり、当局より概ね 2 ヶ年程度との回答がありまし
た。次に、委員より事業実施について例えば、高架か或は平面交差か検討す
べき内容はあるが、地元の要望と合わせこの道路は必要と考えるとの意見が
出されました。他に意見はなく採決の結果賛成多数で請願第 5 号を採択いた
しました。次に、請願第 6 号を議題とし審査を致しました。委員より現地調
査をしたが現在の道路幅員は確かに狭いと考える。道路整備をする場合地権
者の同意についての意見があり、紹介議員より請願者への確認はしていると
の回答でありました。他に意見はなく採決の結果、全委員の賛意を持って採

択することに致しました。以上が総務産業常任委員会継続審査の結果報告でございます。なにとぞこの趣旨にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、委員長報告は終わりました。

これより、各請願ごとに委員長に対する質疑及び討論、採決を行います。

先ず、請願第5号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う都市計画道路（佐田山・新田線）早期着工に関する請願書についての委員長に対する質疑を行います。発言を許します。10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）先ほど、委員長の方からご説明がありましたが、期間が2年とかいう説明がありましたけれども、現実にできるという完成する日程というのが非常に大事だと私は思っています。当初の計画は昭和47年にできて、もうかれこれ35年たったと。今は、過去の道路事情も大きく変わってきてまして、それ以降国道23号線へ抜けましてサニー道路も開通いたしました。そして田丸から富岡を抜けて23号線へ抜ける道も新たにできました。そして又、妙法寺と朝久田線も工事が進んでいる中で、又これからのんな形で状況が変わってくる可能性もあると、そういうことは何時着工して、何時できるかということをしかりと決めておかないと、作ったけど又道路が必要になるというふうなことをご論議されたのでしょうか。それと賛成多数ということだったので、反対の意見というのはなかったのですか。この2点をご質問いたします。

議長（小林一則君）委員長 東谷富雄君

総務産業常任委員長（東谷富雄君）新田町区画整理と土地計画道路は、昭和47年に平行して計画がなされており、昨年7月の末でしたか、新田町地区が区画整理を中止されました。新田町地区は12月の請願でもありましたが、早急の実現をしてほしいという強い要望もあり、請願が出されその結果委員会付託をされまして、2月4日現地へ行っていただき、協議もしていただき賛成多数で採択を頂きました。反対意見としてはなかったようでございます。以上です。

議長（小林一則君）10番 奥川直人君

10番（奥川直人君）先ほど、請願の内容につきまして住民の方は早急に着工に関する請願ということにあるので、早急にできるのかということ私は議員の立場として、それは明確にここで賛成してしまうと、本当に早急にできるということを期待をもって頂いて、期待を裏切る可能性になるのではないかと考えております。そういう意味では明確な総務常任委員会の中で大体何時ごろだということを確認にしないと、早急着工これに対する私に対する責

任が取れないと思いますので、今のところはこの請願につきましては、私は賛成できないとこのように思っております。住民の皆さんの期待も充分わかるのですがそのように感じます。委員会の中で早急にという何時できるのかというご論議はされたのでしょうか。

議長（小林一則君）委員長 東谷富雄君

委員長（東谷富雄君）先ほども説明させて頂きましたが、可決をして頂きその予算を付けていただき、設計・測量等2ヵ年程度という当局のお話がありましたが、何時完成とはこの時点ではわかっておりません

議長（小林一則君）他に、ありませんか。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）先に、質問もありまして委員長からのお答えもあったわけですが、実は、私この委員会に傍聴させて頂きまして、つぶさにやり取りを伺っていたところでございます。何故私が、傍聴することになったかといいますと、あの計画道路というのは請願第5号ですが都市計画道路これは、高架でJRをまたぐと平面交差でなくて、高架橋によってJRの線を越えていくというそういう計画になっています。その地域の方からも高架ではなしに平面交差の方が工事費もかからないのではないかと、そしてここに住むものとしても平面交差の方が便利だから、平面の方向で取り組んでもらいたいというそういう意見を私は頂いておりました。それで、この委員会では、その中でどんなやり取りがなされるのかというふうに見守っていたところでありますが、その点については今、詳しくお話しなかったのでこの点についてお伺いしたいと思っております。住民の皆さんにはこの議会については、やり取りについてはケーブルテレビよって放映されておりますので、きちっと報告をお願い致します。長年に渡って事業が進まなかった全国的にかもわかりませんが、県内で相当な路線に亘りまして見直し作業が行われております。これが都市計画法で定めてきて路線図面は示されております。けれどもこれを見直し作業に今、入っていると思っております。ですからこそ玉城町の町民として又、町民の付託を受けています議員、議会としてもこの点について論議をする必要があるのではないかと。こういう立場でご検討なされたと思っておりますので、委員長としてその中での様子をお答えを頂きたいと思っております。

議長（小林一則君）委員長 東谷富雄君

委員長（東谷富雄君）鈴木議員から高架というお話もありましたが、現段階では高架の予定をして頂いております。平面にする場合はJR東海さんとのかなりせっぱ詰まった交渉にもなかるうかと思っております。当局からも返答も頂きました。以上です。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。

以上で委員長に対する質疑を終結致します。

続いて討論を行います。先ず、本案に対する反対討論の発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）請願第5号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う都市計画道路（佐田山・新田線）早期着工に関する請願書についての反対討論を致します。これは、私はきちっと申し上げておかないと誤解を受けてはいけなと、こういう気持ちでたちました。先ほど委員長さんからの説明もあったところでございますが、勿論、高架にするに致しましても平面交差に致しましても、JRさんとの交渉は今後していかなければならない内容であることは確かでございます。そして又、高架にした場合に面積も幅広く使い、そして工事費がとてつもなく高くなってしまふ高架橋部分だけでも11億かかるというそういうお話も伺いまして、これはやはり道路の利用については、考えていく必要があるのではないかと、確かに高架の方が踏み切りでの事故ということは絶対に起こらないということになるかと思いません。けれどもJRは近鉄のように本数が多いわけでもありませんし、もちろん平面交差になったら充分気をつけて通過はしなければいけません、地元としては使いやすいという意見もある。そういう中でできるだけ利用しやすいように、そして工事費は安いようにするという、そういうことも考えていかなければいけないのではないかと、このように思っているところであります。論議の中ではそういった話もあったのですが何も付帯決議がなされていないという事で私は、当然あのときに再度継続審議として移行するものだと思込んでおりました。ところが相当食い違いや異論があったにもかかわらず多数の賛成者という事で、押し切られたようなそのような感じを受けました。請願を採択していくについてはもうちょっと慎重な立場で取り組んでもらいたいと思ったし、もしもこの交差の面で高架にするのか、平面にするのかという問題がありますればこの問題については、付帯決議にするというそういうことも必要であったのではないかとこのように思っています。あの地域に道路をつけるこのことに私は、反対しているわけではございませんが、今回の請願内容については反対を致します。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

11番 野口繁君

11番（野口繁君）すいません。突然でございますが、この事業につきましては、我々も充分再認識をしてもらわないといけないと思います。といいますのは、我々伊勢市でも問題になっておりますが港の問題でございます。議会人と致しまして私も47年に佐田山の区画整理をした時に、すでに高架という事で、現在終わっている線路から東のところは高架というような道路意識

をもっているわけでございまして、又、新田町の方向につきましても信号機の周辺は、この都市計画道路に沿って立ち退きもしております。当然、これはもう都市計画の路線でございますのでそう簡単には買うことはできません。そして又、平面の場合になりますと町単事業で全部やらなければならない。都市計画の場合は50%とか上回る補助率があるわけでございまして、そして冒頭で、町長の方から玉城町は人口増ということもございまして、ここで、あの道路を充分整備しなければ、新田町の区画整理が未着工になってしまうその周辺は又、田丸のど真ん中が山林化してぼうぼうとした用地になる可能性があるわけでございます。そこでそういうところも充分配慮して開発すべきであり、又そうしてこの道路からずーと行きますとどうしてもこの度会橋、棚橋の間には橋がございませぬので、そういう点からもこの道路を開通していただきましてどうしても将来の大きな玉城町を目指しての一つの幹線道路として私はしてもらいたいと思います。それで又、色々今後の問題につきましては、地元の協力がなければできないわけでございますので、住民の皆さん方の役員さん、地権者代表として何とかしてさしてほしいということにつきましては、用地買収の方につきましても町より率先して協力をしてもらうことを、私は確信しておるわけでございまして、特に総務産業委員会で私は意見を申しませぬでしたが過去のいきさつを充分ふまえての上で、発言をしておりませぬ。あえて町長、課長に問い詰めるわけもございませぬで、心の中はどうしてもこれを早期に着工してもらいたい。といいますのは、奥川氏が何年先かといわれましたがこれまでは、新田町の区画整理でもって道路を建設する予定でした。ところが今年の12月にそれが中止になりまして、これからが出發でございます。ですから町当局も議会と相談されまして着工につきましては、充分心構えを持って申請等手続きをすれば、最低でも2年3年設計の段階で着工でなろうかと思っておりますので、おそらく数年係るか何年かかるかわかりませぬが、早期にわたっての事業となることを私は認識した上での賛成をしておりますので一つ皆さん方もその点を充分にご理解のほど、お願い申し上げます。

議長（小林一則君）次に、反対討論を許します。10番 奥川直人君
10番（奥川直人君）今いただいております請願につきまして、議案第5号ですが、先ほど申し上げましたように住民の方のご意向は、私は充分わかっております。しかしながら時期がこの請願の中に早期着工と言うこともございまして、その早期というものについて本当にできるのかということ。委員長さん方もまだ判断できないというお答えでしたので、そういう意味で反対を致したいと思っております。住民の方々に期待を持っていただくということもあまり期待されてもそれができないということもございまして、それであれ

ば先ほど申し上げましたように、サニー道路ができ、いろんな形で道路ができておりますし、それから総務産業常任委員会の中でも宮川の大橋が将来的にできるその時にという話もございました。それであれば、そういうことを前もって準備をしながら、どこへその継続した道を付けていくのかということも、今しっかり考えておかないといけないと、でないともっともっと時間がかかってしまう可能性もあると。そういうことをめざすべき道であればそういったことも充分頭に入れてわれわれ議員としましては、考えた形での判断をするべきだというふうに考えています。ですから、これから将来そこへどういった道がつくということも今までのように長い期間かかりながら、35年位かかって現状まだできないという状況であれば、これから新しい玉城町どんどん改革していくためには、いかに短い期間でやるかということを非常に大切なことだと思っております。ですから地権者の方も含めて今後あの道をどう下外城田の方へ続いていくのだということ、我々も充分理解できてない。どこの道でも小社へ行くのか岩出へ行くのかということもはっきりしながら判断をして、もう少し検討してこの議会の中でそういった観点で進めていくべきだとこのように考えます。という事でこの請願についてはもう少し継続して頂いて、いろんな形のした準備をして短期間でやれるようなことを考えていくべきとこのように考えます。以上です。

議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。7番 小林豊君
7番（小林豊君）この請願につきまして賛成討論をしたいと思えます。先ほど来、反対討論を聞いておりますと議論を取り違えているような感じがします。高架でいくか。平面でいくか。これにつきましては今後まだ課題として検討していけばいいので、地元としては早期にあそこへ都市計画道路を着工してほしいというのはずと今まで法規制とかで、決まってきたような状態もあります。それは地元の切実な思い出と思えます。そういう立場に立ちまして私は賛成討論としたいと思えます。以上です。

議長（小林一則君）次に、反対討論の発言を許します。

（『議事進行』の声）

これにて討論を終結致します。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告の通り採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって請願第5号は原案のとおり採択することに決しました。

議長（小林一則君）続いて請願第6号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事

業中止に伴う区画整理予定地への道路整理に関する請願書についての委員長に対する質疑を行います。発言を許します。

(『議事進行』の声)

以上で委員長に対する質疑を終了致します。

続いて討論を行います。先ず本案に対する反対討論の発言を許します。

(『議事進行』の声)

これにて討論を終結致します。これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告の通り採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって請願第6号は原案のとおり採択することに決しました。

これで本日の日程はすべて終了致しました。

明日、3月7日は午前9時から本会議を開き、町政一般に対する質問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会します。

(午前 11時55分 散会)